

みんな知っている？

平成28年4月スタート

障害者差別解消法



なにがかわるの？

障害のある人を
困らせてはいけません



障害のある人を
サポートしましょう



障害を理由にお店などへ
入ろうとするのを断る

ゆくり、ていねいにくりかえし説明し
理解してもらえるように対応しましょう

絵：里菜々（「えほん障害者権利条約」作画）

障害を理由とする差別に関する相談窓口

静岡県 健康福祉部 障害者政策課

TEL 054-221-2352 FAX 054-221-3267 E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

または、お近くの市役所や町役場の相談窓口へ